

(案)	前回からの変更点	目的など
男女共同参画市民アンケートご協力のお願い 日頃から、市政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。 このアンケートは、第5次船橋市男女共同参画計画（fプラン）の策定にあたり、広く市民の皆様に男女平等に関する意識やご意見等をお聞きし、男女共同参画社会の形成に向けて、今後の施策に反映させていくための基礎資料とさせていただくものです。 お忙しいところ大変恐れ入りますが、アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。 令和7年9月10日 船橋市長 〇〇 〇〇 ※本アンケートは、住民基本台帳（令和7年8月1日時点）から18歳以上の市民2,000人を無作為に選び、お送りしております。 ※調査へのご回答方法は、下記のいずれかからお選びください。 ① 本用紙に直接ご記入し、同封の返信用封筒（切手不要）でご返送（9月30日までに投函ください） ② オンラインにてご回答（9月30日23時59分まで受付） オンライン回答ページはこちら ⇒ オンライン 回答用 2次元コード 【問い合わせ先】 船橋市 市民生活部 市民協働課 男女共同参画係 TEL：047-436-2107（受付は9～17時、土日祝日除く） Mail：danjo@city.funabashi.lg.jp		
A【あなた自身のことについて】 令和7年8月1日現在でお答えください。 問A－1. あなたの性別を教えてください。（○は1つ） 1. 男性 2. 女性 3. () ※自認する性を記入してください		性別による意識の違いを質問別にクロス集計可能とし、計画策定に活かす 【国R6】あり。問F1 【県R1】あり。問F1 【第4次での活用】あり （ほぼすべての設問を性別別集計し報告書掲載）
問A－2. あなたの年齢を教えてください。（○は1つ） 1. 18～19歳 2. 20～29歳 3. 30～39歳 4. 40～49歳 5. 50～59歳 6. 60～69歳 7. 70歳以上	選択肢の見直し 【旧】 1. 18～29歳 【新】 1. 18～19歳 2. 20歳～29歳 ⇒各年代別の集計を取ることができるようするため	年齢による意識の違いを質問別にクロス集計可能とし、計画策定に活かす 【国R6】あり。問F2 【県R1】あり。問F2 【第4次での活用】あり （ほぼすべての設問を年代別に集計し報告書掲載）
問A－3. あなたの職業を教えてください。（○は1つ） ※兼業されている場合は、最も収入が多いものを選んでください。 1. 正規の職員・従業員 ⇒問A－4へ 2. パート、アルバイト、契約、派遣、嘱託の社員 ⇒問A－4へ 3. 会社などの役員 ⇒問A－4へ 4. 自営業主（雇入あり） ⇒問A－4へ 5. 自営業主（雇入なし） ⇒問A－5へ 6. 家族従業者 ⇒問A－4へ 7. 家事専業 ⇒問A－5へ 8. 学生 ⇒問A－5へ	選択肢の見直し 【旧】 3. 自営業、経営者、自由業（社長、商店主、開業医、著述家、フリーランスなど 【新】 3. 会社などの役員 4. 自営業主（雇入あり） 5. 自営業主（雇入なし）	職業による意識の違いを質問別にクロス集計可能とし、計画策定に活かす 【国R6】あり。問F3 【県R1】あり。問F4-1 【第4次での活用】計画書やアンケート報告書では集計載せていない

(案)		前回からの変更点	目的など
9. 無職 ⇒問A－5へ 10. その他 () ⇒問A－5へ		⇒経営者か、雇用している事業主か、雇用していない雇用主か把握し、職業別の集計を取ることができるようにするため	
問A－4. あなたを雇用している、またはあなたが経営している企業全体の従業者数を教えてください。(○は1つ) 1. 9人以下 2. 10～49人 3. 50～99人 4. 100～299人 5. 300～499人 6. 500～999人 7. 1000人以上		新規追加 ⇒雇用されている事業規模を把握・分析し、効果的な推進策を検討するため。 選択肢は総務省統計調査「就業構造基本調査」参考	雇用されている事業規模による意識の違いを質問別にクロス集計可能とし、計画策定に活かす 【国R6】なし 【県R1】なし 【第4次での活用】—
問A－5. あなたには、現在、配偶者またはパートナーがいますか。(○は1つ) ＊パートナーとは、事実婚やパートナーシップ宣誓の関係にある人をいいます。 1. いる ⇒問A－6へ 2. いない ⇒問A－7へ		質問の仕方の見直し ⇒現在の配偶者やパートナーの存在を問う形に変更し、結婚にこだわらない質問とするため	配偶者やパートナーの存在有無による意識の違いを質問別にクロス集計可能とし、計画策定に活かす 【国R6】あり。問F4 【県R1】あり。問F3 【第4次での活用】計画書やアンケート報告書では集計載せていない
問A－6. あなたの配偶者またはパートナーの職業を教えてください。(○は1つ) ＊パートナーとは、事実婚やパートナーシップ宣誓の関係にある人をいいます。 ＊兼業されている場合は、最も収入が多いものを選んでください。 1. 正規の職員・従業員 2. パート、アルバイト、契約、派遣、嘱託の社員 3. 会社などの役員 4. 自営業主（雇入あり） 5. 自営業主（雇入なし） 6. 家族従業者 7. 家事専業 8. 学生 9. 無職 10. その他 ()		選択肢の見直し ⇒問A－3と同じ	共働き等の状況による意識の違いを質問別にクロス集計可能とし、計画策定に活かす 【国R6】なし 【県R1】あり。問F5-1 【第4次での活用】計画書やアンケート報告書では集計載せていない
問A－7. あなたが現在同居されている方すべてに○をつけてください。 1. 同居していない（一人暮らし） 2. 親（配偶者またはパートナーの親も含む） 3. 配偶者またはパートナー 4. 子ども（未就学児） 5. 子ども（小学生） 6. 子ども（中学生） 7. 子ども（中学卒業以上で18歳未満） 8. 子ども（18歳以上） 9. 子の配偶者 10. 兄弟姉妹 11. 孫 12. 祖父母 13. その他 ()		質問の仕方の見直し ⇒同居の子どもに限らず世帯状況を把握できるようにするため	世帯状況による意識の違いを質問別にクロス集計可能とし、計画策定に活かす 【国R6】あり。問F5 【県R1】あり。問F7、F8 【第4次での活用】計画書やアンケート報告書では集計載せていない

(案)				前回からの変更点	目的など
B 【男女共同参画について】 (全1問)					
問Bー1. あなたは、これらの言葉について聞いたことがありますか。また、意味を知っていますか。(それぞれ○は1つ)					
	る言葉も意味も知っていない	るが、意味は知らない言葉は聞いたことがある	言葉も意味も知らない	回答選択肢の見直し 【旧】 ・見たり聞いたりしたことがある ・見たり聞いたりしたことがない 【新】 ・言葉も意味も知っている ・言葉は聞いたことがあるが、意味は知らない ・言葉も意味も知らない ⇒言葉の認知度と併せて理解度も把握するため 項目追加 ・(ク) DV防止法 ・(シ) アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み) ・(ス) L G B T ・(セ) L G B T理解増進法 ・(ソ) S O G I ・(タ) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 ・(チ) 千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例 ⇒近年、男女共同参画関係で使われることが多くなった言葉や新規法令を追加し、認知度や理解度を把握するため	男女共同参画に関係する用語の認知度及び理解度を把握し、計画策定(男女共同参画全般)に活かす 【国R6】なし 【県R1】あり。問2(一部項目異なる) 【第4次での活用】あり ・計画書で関連用語の周知度掲載。P17 ・計画書指標一覧で「ワーク・ライフ・バランスの周知度」掲載。P39 結果を考慮し、計画で「男女共同参画の意識の啓発」等の実施を定めた
(ア) 男女共同参画社会	1	2	3		
(イ) ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)	1	2	3		
(ウ) 男女雇用機会均等法	1	2	3		
(エ) 女性活躍推進法	1	2	3		
(オ) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	1	2	3		
(カ) 配偶者等からの暴力(DV)	1	2	3		
(キ) デートDV	1	2	3		
(ク) DV防止法	1	2	3		
(ケ) セクシャル・ハラスメント	1	2	3		
(コ) 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント(マタニティ・ハラスメント等)	1	2	3		
(サ) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	1	2	3		
(シ) アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)	1	2	3		
(ス) L G B T	1	2	3		
(セ) L G B T理解増進法	1	2	3		
(ソ) S O G I	1	2	3		
(タ) パートナーシップ宣誓	1	2	3		
(チ) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	1	2	3		
(ツ) 千葉県多様性尊重条例	1	2	3		
【用語の定義】 (ア) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会(男女共同参画社会基本法第2条) (イ) ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別) 男性・女性であることに基づく社会的・文化的な性差 (ウ) 男女雇用機会均等法 正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」で、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的として昭和47年に施行された法律 (エ) 女性活躍推進法 正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」で、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的として平成27年に施行された法律 (オ) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 仕事と生活の調和が実現した社会を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としている(仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章)					

(案)	前回からの変更点	目的など
(カ) 配偶者等からの暴力（DV） 配偶者やパートナーなど、親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことをDV（ドメスティック・バイオレンス）といい、身体的暴力だけでなく、精神的・経済的・性的暴力も含まれる (キ) デートDV 恋人同士の間で起こる暴力のこと (ク) DV防止法 正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」で、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として平成13年に施行された法律 (ケ) セクシャル・ハラスメント 継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のこと (コ) 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（マタニティ・ハラスメント等） 妊娠・出産・育児休業等を理由に解雇・契約変更・降格する等の不利益な取扱いをすること (サ) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的として平成30年に施行された法律 (シ) アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み） 自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため「無意識の思い込み」「無意識の偏見」と呼ばれる (ス) LGBT 性的少数者の頭文字をとって作られた言葉。 L：レズビアン（女性同性愛者）、G：ゲイ（男性同性愛者）、B：バイセクシュアル（両性愛者） T：トランスジェンダー（心とからだの性が一致しない人） (セ) LGBT理解増進法 正式名称は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」で、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養（かんよう）し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として令和5年に施行された法律 (ソ) SOGI 性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）のアルファベットの頭文字をとって作られた言葉 ※性的指向とは、人の恋愛・性愛の対象がどのような性別に向いているかを示す概念 ※性自認とは、自分の性別をどのように認識しているかを示す概念 SOGIは、LGBTといった特定の人の属性を表すわけではなく、“全員が多様な性の当事者である”ことを示す言葉 (タ) パートナーシップ宣誓 2者が互いを人生のパートナーとして宣言し、地方自治体が婚姻と同等の関係を証明（証明書や証明カードを交付）する制度 (チ) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 女性が女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的被害に遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提とし、人権の擁護を図るとともに男女平等の実現に資することを目的として令和6年に施行された法律 (ツ) 千葉県多様性尊重条例 正式名称は「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」で、多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を図ること目的として、令和6年1月1日に施行された条例		

(案)	前回からの変更点	目的など																																																						
C【男女の平等感について】（全2問） 問Cー1.「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたの考えに最も近いものは次のうちどれですか。（○は1つ） 1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらかといえばそう思わない 4. そう思わない		性別による役割分担の意識を把握し、計画策定（男女平等分野など）に活かす 【国R6】あり。問4 【県R1】あり。問12 【第4次での活用】あり ・計画書で結果グラフ掲載。P35 ・計画書指標一覧で「男は仕事、女は家庭」という考え方」掲載。P40 結果を考慮し、計画で「男女共同参画の意識の啓発」等の実施を定めた																																																						
問Cー2. あなたは、次の場面で男女の地位はどのようになっていると思いますか。（それぞれ○は1つ） <table><tr><th></th><th>男性が優遇されている</th><th>どちらかといえば男性が優遇されている</th><th>平等になっている</th><th>どちらかといえば女性が優遇されている</th><th>女性が優遇されている</th></tr><tr><td>（ア）家庭の中で</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>（イ）職場の中で</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>（ウ）地域の中で</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>（エ）しきたりや習慣</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>（オ）法律や制度の上で</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>（カ）政治の場で</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>（キ）教育の場で</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>（ク）社会全体として</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr></table>		男性が優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が優遇されている	（ア）家庭の中で	1	2	3	4	5	（イ）職場の中で	1	2	3	4	5	（ウ）地域の中で	1	2	3	4	5	（エ）しきたりや習慣	1	2	3	4	5	（オ）法律や制度の上で	1	2	3	4	5	（カ）政治の場で	1	2	3	4	5	（キ）教育の場で	1	2	3	4	5	（ク）社会全体として	1	2	3	4	5		男女の地位の平等間に関する意識を把握し、計画策定（男女平等分野など）に活かす 【国R6】あり。問1 【県R1】あり。問1 【第4次での活用】あり ・計画書で結果グラフ掲載。P14、P15、P16、P35 ・計画書指標一覧で「社会全体の男女の地位の平等間」掲載。P40 結果を考慮し、計画で「男女共同参画の意識の啓発」等の実施を定めた
	男性が優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が優遇されている																																																			
（ア）家庭の中で	1	2	3	4	5																																																			
（イ）職場の中で	1	2	3	4	5																																																			
（ウ）地域の中で	1	2	3	4	5																																																			
（エ）しきたりや習慣	1	2	3	4	5																																																			
（オ）法律や制度の上で	1	2	3	4	5																																																			
（カ）政治の場で	1	2	3	4	5																																																			
（キ）教育の場で	1	2	3	4	5																																																			
（ク）社会全体として	1	2	3	4	5																																																			

(案)	前回からの変更点	目的など																																																																																
E　【仕事と家庭生活、地域活動について】　（全4問） 問E－1．生活の中での「仕事」、「家庭生活」、地域活動・学習・趣味・付き合いなどの「地域・個人の生活」の優先度について、あなたの希望に最も近いものと、あなたの現実にもっと近いものをお伺いします。（それぞれ○は1つ） <希望> 1．「仕事」優先 2．「家庭生活」優先 3．「地域・個人の生活」優先 4．「仕事」と「家庭生活」優先 5．「仕事」と「地域・個人の生活」優先 6．「家庭生活」と「地域・個人の生活」優先 7．「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先 <現実> 1．「仕事」優先 2．「家庭生活」優先 3．「地域・個人の生活」優先 4．「仕事」と「家庭生活」優先 5．「仕事」と「地域・個人の生活」優先 6．「家庭生活」と「地域・個人の生活」優先 7．「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先		生活の中の優先度で希望と現実の乖離があるかを把握し計画策定（男女平等分野）に活かす。 【国R6】なし 【県R1】なし 【第4次での活用】あり ・計画書でグラフ掲載。P12 ・課題Ⅰ男女が共に活躍できる環境づくりで使用																																																																																
問E－2．次にあげる日常的な事柄は主に誰がするかについて、あなたが、“夫婦が同居する場合に理想的と考えるもの”を選んでください。また、あなたの“現実にもっと近いもの”を選んでください。（それぞれ○は1つ） <夫婦が同居する場合に理想的と考えるもの> <table><thead><tr><th></th><th>主に夫</th><th>主に妻</th><th>夫と妻が同じくらい</th><th>その他の人</th></tr></thead><tbody><tr><td>（ア）掃除</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>（イ）洗濯</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>（ウ）食事の支度</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>（エ）食事のあとかたづけ</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>（オ）日常の買い物</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>（カ）育児（食事）</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>（キ）育児（入浴・沐浴）</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>（ク）育児（トイレ・おむつ替え）</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>（ケ）育児（寝かしつけ）</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>（コ）育児（保育園等の送迎）</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>（サ）育児（学校行事等への参加）</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>（シ）育児（病気の際の世話）</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>（ス）親や病人の世話・介護 ※1　直接的な世話</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>（セ）親や病人の世話・介護 ※2　外部サービスとの調整等</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>（ソ）役所・銀行等の手続き</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></tbody></table> ※1　直接的な世話　・・・食事や入浴等の世話を自身で行うこと ※2　外部サービスとの調整等　・・・各種外部サービスの手続き・連絡調整に関すること		主に夫	主に妻	夫と妻が同じくらい	その他の人	（ア）掃除	1	2	3	4	（イ）洗濯	1	2	3	4	（ウ）食事の支度	1	2	3	4	（エ）食事のあとかたづけ	1	2	3	4	（オ）日常の買い物	1	2	3	4	（カ）育児（食事）	1	2	3	4	（キ）育児（入浴・沐浴）	1	2	3	4	（ク）育児（トイレ・おむつ替え）	1	2	3	4	（ケ）育児（寝かしつけ）	1	2	3	4	（コ）育児（保育園等の送迎）	1	2	3	4	（サ）育児（学校行事等への参加）	1	2	3	4	（シ）育児（病気の際の世話）	1	2	3	4	（ス）親や病人の世話・介護 ※1　直接的な世話	1	2	3	4	（セ）親や病人の世話・介護 ※2　外部サービスとの調整等	1	2	3	4	（ソ）役所・銀行等の手続き	1	2	3	4	新規追加 ⇒家庭生活における性別役割分担の理想と現実を把握するため	家庭生活における性別役割分担の理想と現実の乖離があるかを把握し計画策定（男女平等、育児・介護分野など）に活かす。 【国R6】なし 【県R1】あり。問5 【第4次での活用】－
	主に夫	主に妻	夫と妻が同じくらい	その他の人																																																																														
（ア）掃除	1	2	3	4																																																																														
（イ）洗濯	1	2	3	4																																																																														
（ウ）食事の支度	1	2	3	4																																																																														
（エ）食事のあとかたづけ	1	2	3	4																																																																														
（オ）日常の買い物	1	2	3	4																																																																														
（カ）育児（食事）	1	2	3	4																																																																														
（キ）育児（入浴・沐浴）	1	2	3	4																																																																														
（ク）育児（トイレ・おむつ替え）	1	2	3	4																																																																														
（ケ）育児（寝かしつけ）	1	2	3	4																																																																														
（コ）育児（保育園等の送迎）	1	2	3	4																																																																														
（サ）育児（学校行事等への参加）	1	2	3	4																																																																														
（シ）育児（病気の際の世話）	1	2	3	4																																																																														
（ス）親や病人の世話・介護 ※1　直接的な世話	1	2	3	4																																																																														
（セ）親や病人の世話・介護 ※2　外部サービスとの調整等	1	2	3	4																																																																														
（ソ）役所・銀行等の手続き	1	2	3	4																																																																														

(案)	前回からの変更点	目的など
F 【性的少数者について】 (全3問) 問F－1. あなたは、性的少数者の方が社会的な差別や偏見を受けていると思いますか。(○は1つ) 1. そう思う ⇒問F－2へ 2. そう思わない ⇒問F－3へ 3. わからない ⇒問F－3へ		性的少数者の方が社会的な差別や偏見を受けているかの意識を把握し計画策定（L G B T関連分野）に活かす 【国R6】なし 【県R1】なし 【第4次での活用】あり ・計画書で結果グラフ掲載。P19 ・方針3 誰もが安心して暮らせる環境の整備で事業検討に活用
問F－2. (質問F－1で「そう思う」と回答した方) 問F－1で「1. そう思う」を選んだ理由は何ですか。(○はいくつでも) 1. いじめ（悪口、いやがらせなど）を受ける 2. 自らが認識する性とは異なる性のふるまい（服装、言葉遣いなど）を強要される 3. 性別で区分された設備（トイレなど）を使いづらい 4. 申請書などへの性別の記入 5. 周囲の理解が得られない 6. 就職、仕事、待遇などで不利・不当な扱いを受ける 7. 同性のパートナーとの関係を認めてもらえない 8. 住宅を借りづらい 9. 法整備が不十分であり、婚姻や相続などで不利益を受けている 10. 行政機関などの相談・支援体制が不十分 11. その他（ ）		性的少数者の方が社会的な差別や偏見を受けている理由を把握し計画策定（L G B T関連分野）に活かす 【国R6】なし 【県R1】なし 【第4次での活用】あり ・計画書で結果グラフ掲載。P19 ・方針3 誰もが安心して暮らせる環境の整備で事業検討に活用
問F－3. あなたは、性的少数者に対する差別や偏見のない社会を実現するためには、何が必要だと思いますか。(○は3つまで) 1. 啓発・広報活動の推進 2. 講座の開催 3. 相談機能の充実 4. 法令の制定や制度の見直し 5. 子どもの頃からの教育 6. その他（ ） 7. わからない	選択肢の追加 2. 講座の開催 ⇒講座を開催し、性的少数者について学ぶ機会が必要と思うかの意識を把握するため 選択できる数の制限（3つまで）を設ける ⇒必要だと思う事項の優先順位を把握するため	性的少数者に関して、今後、取り組むべきと考えていることを把握し計画策定（L G B T関連分野）に活かす 【国R6】なし 【県R1】なし 【第4次での活用】あり ・方針3 誰もが安心して暮らせる環境の整備で事業検討に活用

(案)	前回からの変更点	目的など
G 【防災について】 (全1問) 問Gー1. 防災や災害対策において、男女の性別に配慮した対応が特に必要だと思うことを次の中から選んでください。(○は3つまで) 1. 避難所運営の責任者に男女が共に配置され、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点を入れること 2. 市の防災会議に男女が共に参画し、防災計画に男女両方の視点が入ること 3. 災害時の救援医療体制 4. 災害時の要配慮者対策（乳幼児、障害者、妊産婦等へのサポート体制） 5. 避難所の設備（トイレ、更衣室、洗濯物の干場等）や備蓄品（生活用品等） 6. 災害時に物資等を支給する際の配慮 7. 被災者に対する相談体制 8. その他（ ）	選択肢の見直し 3. 「災害時の救援医療体制」 4. 「災害時の要配慮者対策（乳幼児、障害者、妊産婦へのサポート体制等）」に見直し。 ⇒選択肢と（ ）内の内容がリンクしていなかったため	防災や災害対策において、男女の性別に配慮した対応が必要だと思うことを把握し計画策定（防災関連、男女平等分野）に活かす 【国R6】なし 【県R1】なし 【第4次での活用】あり ・計画書で結果グラフ掲載。 P20 ・方針3 誰もが安心して暮らせる環境の整備で事業検討に活用

(案)	前回からの変更点	目的など															
H【配偶者等からの暴力（DV）について】（全7問） *配偶者等とは、①婚姻の届出をしている配偶者②婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者③婚姻中に配偶者から身体に対する暴力等を受けた後に離婚したものの、元配偶者から引き続き暴力を受けている者をいいます																	
問H－1．あなたは（ア）～（エ）の行為がDVになりうることを知っていますか。（それぞれ○は1つ） <table><tr><td></td><td>知っている</td><td>知らない</td></tr><tr><td>（ア）平手でうつ、足でける、髪を引っばる、腕をねじる、凶器を体につきつける、引きずりまわす、物を投げつける</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>（イ）大声でどなる、人前でバカにしたり命令口調でものを言う、実家や友人との付き合いを制限、電話やメールを細かくチェック、子どもに危害を加えると言っておどす</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>（ウ）生活費を渡さない、外で働くことを認めない、仕事を辞めさせたりする</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>（エ）嫌がっているのに性行為を強要、中絶を強要、避妊に協力しない</td><td>1</td><td>2</td></tr></table>		知っている	知らない	（ア）平手でうつ、足でける、髪を引っばる、腕をねじる、凶器を体につきつける、引きずりまわす、物を投げつける	1	2	（イ）大声でどなる、人前でバカにしたり命令口調でものを言う、実家や友人との付き合いを制限、電話やメールを細かくチェック、子どもに危害を加えると言っておどす	1	2	（ウ）生活費を渡さない、外で働くことを認めない、仕事を辞めさせたりする	1	2	（エ）嫌がっているのに性行為を強要、中絶を強要、避妊に協力しない	1	2		DVになりうる行為についての認知度を把握し計画策定（DV関連分野）に活かす 【国R6】なし 【県R1】なし 【第4次での活用】あり ・計画書で結果グラフ掲載。P26 ・計画書指標一覧で結果グラフ掲載。P40 ・方針4女性の対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりの事業検討に活用
	知っている	知らない															
（ア）平手でうつ、足でける、髪を引っばる、腕をねじる、凶器を体につきつける、引きずりまわす、物を投げつける	1	2															
（イ）大声でどなる、人前でバカにしたり命令口調でものを言う、実家や友人との付き合いを制限、電話やメールを細かくチェック、子どもに危害を加えると言っておどす	1	2															
（ウ）生活費を渡さない、外で働くことを認めない、仕事を辞めさせたりする	1	2															
（エ）嫌がっているのに性行為を強要、中絶を強要、避妊に協力しない	1	2															
問H－2．あなたは配偶者等からDVを受けたことはありますか。（○は1つ） 1．ある⇒問H－3へ 2．ない⇒問H－6へ	新規追加 ⇒市内のDV被害状況を把握するため	DV被害状況を把握し計画策定（DV関連分野）に活かす 【国R6】なし 【県R1】あり 【第4次での活用】—															
問H－3．（質問H－2で「ある」と回答した方）あなたはそのことについてどこかに相談しましたか。（○は1つ） 1．相談した⇒問H－4へ 2．相談しようと思ったができなかった⇒問H－5へ 3．相談しようと思わなかった⇒問H－6へ	新規追加 ⇒DV相談状況を把握するため	DV相談状況を把握し計画策定（DV関連分野）に活かす 【国R6】なし 【県R1】あり 【第4次での活用】—															
問H－4．（質問H－3で「相談した」と回答した方）あなたはどこに相談しましたか。（○はいくつでも） 1．家族・親族 2．友人・知人 3．警察 4．市役所 5．県や国の相談窓口（ ） 6．民間支援団体（ ） 7．その他（ ）	新規追加 ⇒DV被害者の相談先を把握するため	DV被害者の相談先を把握し計画策定（DV関連分野）に活かす 【国R6】なし 【県R1】あり 【第4次での活用】— ・方針5配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進の事業検討に活用															
問H－5．（質問H－3で「相談しようと思ったができなかった」と回答した方）あなたが相談できなかった理由を教えてください。（○はいくつでも） 1．相談場所がわからなかったから 2．相談予約をとったり相談時間を作ったりする手間が面倒だったから 3．相談場所は知っていたが、世間体が恥ずかしくて相談できなかったから 4．相談しても無駄だと思ったから 5．相談するほどのことだと思わなかったから 6．相談したらどうなるかわからず不安や恐怖が大きかったから 7．その他（ ）	新規追加 ⇒DV被害者が相談できなかった理由を把握するため	DV被害者が相談できなかった理由を把握し計画策定（DV関連分野）に活かす 【国R6】なし 【県R1】あり 【第4次での活用】— ・方針5配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進の事業検討に活用															
問H－6．あなたは、DVについて、（ア）～（オ）の機関で相談できることを知っていますか。（それぞれ○は1つ）	回答選択肢見直し ⇒相談先が曖昧であったため、明確にする	DVに関する相談先の周知度を把握し計画策定（DV関連分野）に活かす															

(案)			前回からの変更点	目的など																		
<table><tr><td></td><td>知 つ て い る</td><td>知 ら な い</td></tr><tr><td>(ア) 警察</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>(イ) 市役所（女性の相談窓口）</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>(ウ) 県が設置する男性のための相談窓口（千葉県男女共同参画センター・健康福祉センター）</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>(エ) 県が設置する女性のための相談窓口（千葉県女性サポートセンター・男女共同参画センター・健康福祉センター）</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>(オ) 国が設置する相談窓口（＃８００８・DV相談プラス）</td><td>1</td><td>2</td></tr></table>				知 つ て い る	知 ら な い	(ア) 警察	1	2	(イ) 市役所（女性の相談窓口）	1	2	(ウ) 県が設置する男性のための相談窓口（千葉県男女共同参画センター・健康福祉センター）	1	2	(エ) 県が設置する女性のための相談窓口（千葉県女性サポートセンター・男女共同参画センター・健康福祉センター）	1	2	(オ) 国が設置する相談窓口（＃８００８・DV相談プラス）	1	2		【国R6】なし 【県R1】なし 【第４次での活用】あり ・計画書指標一覧で「市役所でDV相談ができることの周知度」掲載。P40 ・方針4 女性の対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりの事業検討に活用
	知 つ て い る	知 ら な い																				
(ア) 警察	1	2																				
(イ) 市役所（女性の相談窓口）	1	2																				
(ウ) 県が設置する男性のための相談窓口（千葉県男女共同参画センター・健康福祉センター）	1	2																				
(エ) 県が設置する女性のための相談窓口（千葉県女性サポートセンター・男女共同参画センター・健康福祉センター）	1	2																				
(オ) 国が設置する相談窓口（＃８００８・DV相談プラス）	1	2																				
問Hー7．市に配偶者等からの暴力に対する男性の相談窓口があった方がよいと思いますか。（○は1つ） <table><tr><td>1．あった方がよいと思う 2．国や県にあればいいと思う 3．わからない</td></tr></table>			1．あった方がよいと思う 2．国や県にあればいいと思う 3．わからない	新規追加 ⇒市民の男性に対し、DV相談のニーズを把握するため	配偶者暴力に関する男性相談のニーズを把握し計画策定（DV関連分野）に活かす 【国R6】なし 【県R1】なし 【第４次での活用】ー																	
1．あった方がよいと思う 2．国や県にあればいいと思う 3．わからない																						

(案)	前回からの変更点	目的など																																										
I【男女共同参画社会の実現のための市の取り組み】（全2問） 問Ⅰー１．あなたは、下記の男女共同参画実現の関連する市の計画や施設、実施事業について知っていますか。（それぞれ○は1つ） <table><tr><td></td><td>知っている</td><td>知らない</td></tr><tr><td>(ア) 船橋市男女共同参画計画「f（えふ）プラン」</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>(イ) 船橋市男女共同参画センター</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>(ウ) 船橋市男女共同参画フェスティバル</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>(エ) 船橋市男女共同参画講演会</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>(オ) 船橋市主催の男女共同参画に関わる市民向け各種講座</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>(カ) 船橋市男女共同参画情報誌「f」</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>(キ) 船橋市男女共同参画標語コンクール</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>(ク) 生き方相談（女性・男性）</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>(ケ) 女性のための法律相談</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>(コ) 市内公共施設における無料生理用品の設置</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>(サ) ふなばしパートナーシップ宣誓制度</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>(シ) 性的少数者交流会（マープルアーチ）</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>(ス) 女性相談（DV等の困難な問題を抱える女性の相談を含む）</td><td>1</td><td>2</td></tr></table> 【計画や施設、事業の説明】 (ア) 船橋市男女共同参画計画「f（えふ）プラン」 男女共同参画社会の実現に向けた市の計画。平成13年に第1次船橋市男女共同参画計画「f（えふ）プラン」を策定し、現在は第4次計画（計画期間：令和4～8年度）まで進み、これまで、計画に基づき各種の施策を実施  (イ) 船橋市男女共同参画センター JR船橋駅前フェイスビル5階にある男女共同参画の推進拠点施設。男女共同参画に関わる情報提供や図書の貸し出し、チラシやパネル展での啓発、講座開催、相談事業等を実施している。  (ウ) 船橋市男女共同参画フェスティバル 参加団体の企画を通じて、広く市民に対して男女共同参画に関する意識啓発をするイベント  (エ) 船橋市男女共同参画講演会 男女共同参画社会形成の啓発活動として講演を実施し、男女共同参画の意識啓発をするイベント  (オ) 船橋市主催の男女共同参画に関わる市民向け各種講座 市民一人ひとりの個性や能力をいかし、『自分らしく生きること』の支援等のため、各種講座を実施 例：ワーク・ライフ・バランス、男性の子育て・介護参画促進、ハラスメント防止、性的少数者の理解、 男女共同参画の視点に立った防災、DV防止、各種法令や制度の周知  (カ) 船橋市男女共同参画情報誌「f」 男女共同参画の意識啓発をするための情報誌 		知っている	知らない	(ア) 船橋市男女共同参画計画「f（えふ）プラン」	1	2	(イ) 船橋市男女共同参画センター	1	2	(ウ) 船橋市男女共同参画フェスティバル	1	2	(エ) 船橋市男女共同参画講演会	1	2	(オ) 船橋市主催の男女共同参画に関わる市民向け各種講座	1	2	(カ) 船橋市男女共同参画情報誌「f」	1	2	(キ) 船橋市男女共同参画標語コンクール	1	2	(ク) 生き方相談（女性・男性）	1	2	(ケ) 女性のための法律相談	1	2	(コ) 市内公共施設における無料生理用品の設置	1	2	(サ) ふなばしパートナーシップ宣誓制度	1	2	(シ) 性的少数者交流会（マープルアーチ）	1	2	(ス) 女性相談（DV等の困難な問題を抱える女性の相談を含む）	1	2	新規追加 ⇒市の計画や施設、実施事業について、市民の認知度を把握するため	市の計画や施設、実施について、市民の認知度を把握し、今後の施策の参考資料とする 【国R6】なし 【県R1】なし 【第4次での活用】—
	知っている	知らない																																										
(ア) 船橋市男女共同参画計画「f（えふ）プラン」	1	2																																										
(イ) 船橋市男女共同参画センター	1	2																																										
(ウ) 船橋市男女共同参画フェスティバル	1	2																																										
(エ) 船橋市男女共同参画講演会	1	2																																										
(オ) 船橋市主催の男女共同参画に関わる市民向け各種講座	1	2																																										
(カ) 船橋市男女共同参画情報誌「f」	1	2																																										
(キ) 船橋市男女共同参画標語コンクール	1	2																																										
(ク) 生き方相談（女性・男性）	1	2																																										
(ケ) 女性のための法律相談	1	2																																										
(コ) 市内公共施設における無料生理用品の設置	1	2																																										
(サ) ふなばしパートナーシップ宣誓制度	1	2																																										
(シ) 性的少数者交流会（マープルアーチ）	1	2																																										
(ス) 女性相談（DV等の困難な問題を抱える女性の相談を含む）	1	2																																										

(案)	前回からの変更点	目的など
(キ) 船橋市男女共同参画標語コンクール 男女共同参画社会の実現に向けての意識を育むことを目的として、中学生を対象に実施  (ク) 生き方相談（女性・男性） 女性・男性が抱える様々な悩みに女性相談者には女性カウンセラーが、男性相談者には男性カウンセラーが相談に応じる  (女性)  (男性) (ケ) 女性のための法律相談 女性が抱える争いごとなど様々な法律に関する相談に女性弁護士が応じる  (コ) 市内公共施設における無料生理用品の設置 生理による女性のストレスや不安の解消のため、試行として市内公共施設における無料生理用品の設置  (サ) ふなばしパートナーシップ宣誓制度 同性・異性を問わず（同性カップル、事実婚等）、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束したお二人が、互いの関係性を市に宣誓し、市がその宣誓を証明する制度  (シ) 性的少数者交流会（マープルアーチ） L G B Tに近い(そうかもしれない)10代～25歳の方のための居場所づくりの交流会  (ス) 女性相談 「生き方」「DV」「男女関係」「家族関係（親との確執、児童虐待）」などの困難な問題を抱えた女性の相談に、女性相談支援員が応じる 		
問Ⅰー２. あなたは、男女共同参画社会を実現するために、今後、市はどのようなことに取り組んでいくべきだと思いますか。（○は3つまで） 1. 男女共同参画に関する広報など啓発の推進 2. 男女共同参画に関する学習機会の充実 3. 企業などが男女共同参画推進に積極的に取り組めるよう、情報提供等の働きかけ 4. 政策における意思決定や方針決定の場への女性参画の推進 5. 男女が共に仕事と家庭生活・地域生活を両立できるような支援策の充実 6. 配偶者等からの暴力をなくすための施策の充実 7. 困難な問題を抱える女性のための支援の充実 8. 男女共同参画を推進するための条例の制定 9. その他（ ）	設問中の文言「力を入れていくべき」を「取り組んでいくべき」に見直し 選択肢6中の文言「女性（男性）に対する」を「配偶者等からの」に見直し 選択肢追加 「7. 困難な問題を抱える女性のための支援の充実」 「8. 男女共同参画に関する条例の制定」 ⇒困難女性新法に関する取り組み、条例制定の必要性及び内容について、市民の意識を把握するため 選択できる数の制限（3つまで）を設ける ⇒必要だと思う事項の優先順位を把握するため	今後、市が取り組むべきと考えていることを把握し、計画策定（男女共同参画全般）に活かすとともに、今後の施策の参考資料とする 【国R6】あり。問17 【県R1】なし 【第4次での活用】あり 計画における実施事業検討に活用

(案)	前回からの変更点	目的など																														
J【男女共同参画に関する条例について】（全1問） 船橋市では、男女共同参画社会実現に向けて、平成13年に第1次男女共同参画計画「f（えふ）プラン」を策定し、現在は第4次計画（計画期間：令和4～8年度）まで進み、これまで、計画に基づき各種の施策を実施してまいりました。 今後、男女共同参画を更に推進していくため、船橋市における男女共同参画に関する条例の検討の基礎資料とさせていただきます。ご回答をお願いいたします。 男女共同参画に関するこれまでの動き 【国】 平成11年 男女共同参画社会基本法施行 平成13年 DV防止法施行 平成27年 女性活躍推進法施行 平成30年 政治分野における男女共同参画推進法施行 令和5年 LGBT理解増進法施行 令和6年 困難女性支援法施行 【千葉県】 令和6年 千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例施行 （年齢、性別、障害の有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重されることを目的） 【千葉県内の市町村】 <table><tr><th>市名</th><th>施行日</th><th>条例名</th></tr><tr><td>千葉市</td><td>平成15年4月1日</td><td>千葉市男女共同参画ハーモニー条例</td></tr><tr><td>佐倉市</td><td>平成15年4月1日</td><td>佐倉市男女平等参画推進条例</td></tr><tr><td>習志野市</td><td>平成16年7月1日</td><td>習志野市男女共同参画推進条例</td></tr><tr><td>市原市</td><td>平成17年4月1日</td><td>市原市男女共同参画社会づくり条例</td></tr><tr><td>我孫子市</td><td>平成18年7月1日</td><td>我孫子市男女共同参画条例</td></tr><tr><td>市川市</td><td>平成19年4月1日</td><td>市川市男女共同参画社会基本条例</td></tr><tr><td>富津市</td><td>平成21年4月1日</td><td>富津市男女共同参画のまちづくり条例</td></tr><tr><td>木更津市</td><td>令和5年4月1日</td><td>木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例</td></tr><tr><td>流山市</td><td>令和5年4月1日</td><td>流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例</td></tr></table> 千葉県条例や船橋市計画の詳細については、下記ホームページでご覧いただけます。 ・千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例（千葉県ホームページ） https://www.pref.chiba.lg.jp/seisaku/tayouseisoncho/joureinaiyou.html  ・船橋市第4次男女共同参画計画（船橋市ホームページ） https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/danjyokyoudou/001/p102632.html  問J－1. 船橋市における男女共同参画に関する条例について、あなたの考えに最も近いものは次のうちどれですか。（○は1つ） 1. 男女平等や女性活躍、仕事と家庭の両立などの男女共同参画の推進に関する条例があった方が良いと思う 2. 選択肢1に加え、性的指向（※）や性自認（※）への理解促進に関する条例があった方が良いと思う ※性的指向とは、人の恋愛・性愛の対象がどのような性別に向いているかを示す概念 ※性自認とは、自分の性別をどのように認識しているかを示す概念 3. 選択肢2に加え、国籍・障害の有無・年齢などの多様性についての理解促進に関する条例があった方が良いと思う 4. 法律や県条例があるため、船橋市で条例の制定は必要ないと思う 5. これまでどおり計画によって推進していけば、船橋市で条例は必要ないと思う 6. わからない 7. その他（ ）	市名	施行日	条例名	千葉市	平成15年4月1日	千葉市男女共同参画ハーモニー条例	佐倉市	平成15年4月1日	佐倉市男女平等参画推進条例	習志野市	平成16年7月1日	習志野市男女共同参画推進条例	市原市	平成17年4月1日	市原市男女共同参画社会づくり条例	我孫子市	平成18年7月1日	我孫子市男女共同参画条例	市川市	平成19年4月1日	市川市男女共同参画社会基本条例	富津市	平成21年4月1日	富津市男女共同参画のまちづくり条例	木更津市	令和5年4月1日	木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例	流山市	令和5年4月1日	流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例	新規追加（大分類Jすべて）	船橋市における男女共同参画に関する条例の検討の基礎資料とする
市名	施行日	条例名																														
千葉市	平成15年4月1日	千葉市男女共同参画ハーモニー条例																														
佐倉市	平成15年4月1日	佐倉市男女平等参画推進条例																														
習志野市	平成16年7月1日	習志野市男女共同参画推進条例																														
市原市	平成17年4月1日	市原市男女共同参画社会づくり条例																														
我孫子市	平成18年7月1日	我孫子市男女共同参画条例																														
市川市	平成19年4月1日	市川市男女共同参画社会基本条例																														
富津市	平成21年4月1日	富津市男女共同参画のまちづくり条例																														
木更津市	令和5年4月1日	木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例																														
流山市	令和5年4月1日	流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例																														
		【国R6】－																														
		【県R1】－																														
		【第4次での活用】－																														

(案)	前回からの変更点	目的など
K　【あなたのご意見をおききします】　（全1問）		
問K－1．男女共同参画に関するご意見やご要望などございましたら、ご記入（入力）ください。		男女共同参画に関する自由意見を聞き、計画や事業の参考資料とする
質問は以上です。アンケートにご協力いただき、誠にありがとうございました。 皆様からいただいたアンケート結果はとりまとめを行い、後日、船橋市ホームページにて公開いたします。		